

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	駐車の拒否		
根拠条例等・条項	堺市立文化会館条例第16条の2		
所 管 課	文化国際 部	文化 課	
処 分 基 準	駐車の拒否については、堺市立文化会館条例第16条の2に基づき処分する。 【堺市立文化会館条例】 (駐車の拒否) 第16条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該自動車の駐車を拒むことができる。 (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。 (2) 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。 (3) 駐車場の施設若しくは附属設備又は他の自動車を汚染し、又は損傷するおそれがあるとき。 (4) その利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。 2 市長は、駐車場の構造上必要があると認めるときは、駐車することのできる車種を指定することができる。		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第 号に規定する「 するとき」に 該当するため、手続を省略する。	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項		